

非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前 7 時の時点及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）
- おおさか防災ネット（メール登録もできます）
- 大阪市危機管理室 X
- LINE 大阪市公式アカウント
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）

- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※児童生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童生徒の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡し若しくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル 3（高齢者等避難）」、「警戒レベル 4（全員避難）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。